

平成30年度南大隅町議会定例会11月会議 会議録(第1号)

招集年月日 平成30年 4月 3日
 招集の場所 南大隅町議会議事堂
 開 会 平成30年 4月 3日 午前10時00分

開 議 平成30年 11月 26日 午前10時50分

応招議員 全 員
 不応招議員 な し
 出席議員

1番 浪瀬 敦郎 君	6番 水谷 俊一 君	10番 大久保 孝司 君
2番 松元 勇治 君	7番 日高 孝壽 君	11番 木佐貫 徳和 君
3番 津崎 淳子 君	8番 大坪 満寿子 君	12番 川原 拓郎 君
5番 後藤 道子 君	9番 持留 秋男 君	13番 大村 明雄 君

欠席議員 な し

会議録署名議員 : (10番) 大久保 孝司 君 (11番) 木佐貫 徳和 君

職務のための出席者 : (議会事務局長) 濱川 和弘 君 (書記) 立神 久仁子 君

地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	森田 俊彦 君	経済課長	川元 俊朗 君
副町長	白川 順二 君	教育振興課長	上大川 秋広 君
教育長	山崎 洋一 君	税務課長	上之園 健三 君
総務課長	相羽 康德 君	建設課長	熊之細 等 君
支所長	馬見塚 大助 君	町民保健課長	田中 輝政 君
会計管理者	下園 敬二 君	総務課課長補佐	愛甲 真一 君
企画課長	尾辻 正美 君	総務課課長補佐	中之浦 伸一 君
観光課長	打越 昌子 君	総務課主幹	山里 真奈美 君
介護福祉課長	下園 ひとみ 君	総務課財政係長	石畑 光紀 君

議事日程 : 別紙のとおり
 会議に付した事件 : 議事日程のとおり
 議事の経過 : 別紙のとおり

散 会 平成30年 11月 26日 午前10時 59分

議 事 日 程

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 審議期間の決定

(議案上程、説明、質疑、討論、採決)

日程第 3 議案第 24号 損害賠償額の決定について議決を求める件

日程第 4 議案第 25号 平成30年度南大隅町一般会計補正予算(第6号)について

▼ 開 議

議長（大村明雄君）

ただいまから、平成30年度南大隅町議会定例会11月会議を開きます。
議事日程表により、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめ配付したとおりであります。

▼日程第1 会議録署名議員の指名

議長（大村明雄君）

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。
会議録署名議員は、会議規則第121条の規定によって、大久保孝司君および木佐貫徳和君を指名します。

▼日程第2 審議期間の決定の件

議長（大村明雄君）

日程第2「審議期間の決定の件」を議題とします。
11月会議の審議期間は、本日のみの1日間にしたいと思います。
ご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。
したがって、11月会議の審議期間は、本日のみの1日間に決定しました。

▼日程第3 議案第24号 損害賠償額の決定について

議長（大村明雄君）

日程第3 議案第24号 損害賠償額の決定について議決を求める件を議題とします。
本件について、提案理由の説明を求めます。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

おはようございます。
議案第24号は、損害賠償額の決定について議決を求める件についてであります。
本件は、平成30年9月29日から30日にかけて襲来した台風24号に起因し、町有

地内にあった樹木が折れたことで隣接する家屋の家財に損害を与えた事故の相手方に対して、賠償額30万円を支払うことについて議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い致します。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第24号 損害賠償額の決定について議決を求める件を採決します。

お諮りします。

本件は、提案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第24号 損害賠償額の決定について議決を求める件は、提案のとおり可決されました。

▼日程第4 議案第25号 平成30年度南大隅町一般会計補正予算（第6号）について

議長（大村明雄君）

日程第4 議案第25号 平成30年度南大隅町一般会計補正予算（第6号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長（森田俊彦君）

議案第25号は、平成30年度南大隅町一般会計補正予算（第6号）についてであります。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1百94万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ74億4千7百42万4千円とするものでございます。

第1表 歳入歳出予算補正では、歳出予算に台風による町有地樹木の枝折れにより、隣接する民家に損害を与えた件について、当該家屋の修繕料及び家財に係る賠償金の計上を行い、歳入予算では、所要の財源として、地方交付税を計上したものであります。

詳細は、担当課長に説明させますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

総務課長（相羽康徳君）

それでは、議案第25号 一般会計補正予算（第6号）についてご説明いたします。

まず1ページでございます。

議案第25号 平成30年度南大隅町一般会計補正予算（第6号）

平成30年度 南大隅町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1百94万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ74億4千7百42万4千円とする。

2、歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

6ページをお願いします。

歳入でございますが、今回の補正財源としまして、10款 地方交付税、1項 地方交付税、1目 地方交付税に普通交付税1百94万7千円を計上いたしました。

次に7ページ歳出でございますが、2款 総務費、1項 総務管理費、12目 諸費に本年9月29日から30日にかけて襲来した台風24号による町有地樹木の枝折れが、近接する民家に損害を与えた為、当該家屋の修繕料として1百64万7千円、家財に係る賠償金として30万円を計上するものでございます。

以上、よろしくご審議、ご決定くださいますようよろしくお願い致します。

議長（大村明雄君）

暫時休憩します。

10 : 57
～
10 : 57

議長（大村明雄君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。
これから、議案第25号 平成30年度南大隅町一般会計補正予算（第6号）について採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。
したがって、議案第25号 平成30年度南大隅町一般会計補正予算（第6号）については、原案のとおり可決されました。

▼ 散 会

議長（大村明雄君）

以上で全部の日程を終了しました。
平成30年度南大隅町議会定例会11月会議を散会します。

散 会 : 平成30年 11月 26日 午前10時 59分